

不妊治療費を助成

町では不妊治療費の助成を平成十八年から行っています。平成十九年九月から助成内容が改正されましたのでお知らせします。

不妊検査、不妊治療を受けている夫婦へ経済的な援助を行うために、不妊治療などに掛かる経費の一部を助成しています。

対象者
阿久比町内に住所があり、すでに婚姻の届け出をし、引き続き婚姻関係にある夫婦。
補助内容など

対象者	不妊検査または不妊治療を受けている夫婦
助成対象	不妊検査・治療・人工授精(保険診療の範囲内+人工授精)
助成期間	2年(継続して年度に1回申請)まで
実施医療機関	産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科
所得制限	無し
助成金額	本人負担額の2分の1で50,000円を限度(年度1回)

(平成19年9月1日改正)

申請手続
不妊治療が必要であるという医師の証明
医療機関で不妊検査・治療を受けることに、本人負担額の記入を受けてください。院外処方の場合

は薬局で本人負担額の記入を受けてください。

治療費の領収書を保管し、申請時に保険課医療年金係へ持参してください。

助成金の申請は年度(三月から翌年二月までの検査・治療分)に一回で、その年度の三月三十一日までに申請してください。ただし、検査・治療を終了し継続する予定のない場合は、随時申請を受け付けます。

申請者は、夫婦のうちいずれか一方でまとめて保険課医療年金係に申請してください。

《助成金の交付申請に必要なもの》

阿久比町一般不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)

阿久比町一般不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)

領収書(原本)

健康保険証

印鑑

申請者本人の口座確認ができるもの(郵便局は除く)

改正前の助成は従前の方法で申請してください。
問い合わせ先 保険課医療年金係
☎(48)1111(内257)

小学校就学前の乳幼児医療費の助成に加え、小学校から中学校卒業までの児童・生徒を対象に、入院医療費の助成を行っています。

助成の内容

小学校就学前(六歳に達する年度の末日まで)の乳幼児

保険診療による自己負担分の医療費が無料になります。
小学校入学から中学校卒業までの児童・生徒

入院による保険診療の自己負担分を申請により助成します。
高額療養費、付加給付金の支給がある場合は、助成から除外します。

入院時の食事代や容器代などの

保険診療の利かないものは、助成の対象となりません。

助成を受けるには

小学校就学前(六歳に達する年度の末日まで)の乳幼児

事前に「乳幼児医療費受給者証」の交付を受けることが必要です。
健康保険証と印鑑を持参し、保険課医療年金窓口で手続きしてください。

小学校入学から中学校卒業までの児童・生徒

次のものを持参し、保険課医療年金窓口で手続きしてください。
・小中学生医療費助成申請書(保険課医療年金窓口で配布)

・健康保険証(対象児童・生徒が加入済みであること)

・印鑑

・医療費の領収書(対象者の氏名、入院期間、保険診療点数、医療機関名が明記してあるもの)

・保護者名義の口座番号などが分かるもの(郵便局は除く)

医療費の払い戻しが受けられるもの(小学校就学前まで)

県外の医療機関で受診した場合
治療材料(コルセットなど)を作成した場合

問い合わせ先 保険課医療年金係
☎(48)1111(内257)

子育て支援

中学校卒業まで 入院医療費を助成

— 子ども福祉医療費助成制度 —